

環境影響評価書

—中央合同庁舎第2号館へリポート設置事業—

平成13年5月

総務省

1. 事業者の名称及び所在地

名 称：総務大臣官房会計課

代表者：会計課長 元女 久光

所在地：東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：中央合同庁舎第2号館ヘリポート設置事業

種 類：飛行場の設置

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、広域災害発生時における緊急移動（人員輸送及び緊急物資輸送）などに供するため、警察庁、総務省、国土交通省が入居する中央合同庁舎第2号館の屋上（地上99.5m）に、ヘリポートを新たに設置するものである。

事業の内容の概要は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 事業の内容の概略

項 目	内 容
位 置	東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
地 域 地 区	商業地域・防火地域
飛行場の種類	非公共用陸上(屋上)ヘリポート
規 模	約1,340㎡（地上高さ 99.5m）
着陸帯（滑走路）	23m×20m
使用予定機種	710S/710V/710W/AS332L1型、K214ST型及び同等機種
運 航 時 間	午前7時から日没まで
運 航 回 数	年間約60回
付 帯 設 備	標識施設、気象観測施設、消火施設等
供用開始時期	平成14年

注) 非公共用ヘリポートとは、設置者の許可を受けた者だけが利用できるヘリポートをいい、使用可能時に誰でも利用できる公共用ヘリポートに対する呼び方。

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施による環境に及ぼす影響について、事業計画の内容及び計画地とその周辺地域の状況を考慮のうえ環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評 価 の 結 論
騒 音	<p>予測の結果、計画ヘリポート工事の完了後のヘリコプター騒音は、評価の指標である時間帯補正等価騒音レベル(L_{eq})の60dBを超える地域はない。また、ヘリコプターの運航は主に広域災害時等の緊急移動（人員輸送及び緊急物資輸送）であることから、運航回数は少なく、ヘリコプターが1回の運航に伴い計画地周辺にいる時間は約3分と短いため、周辺環境への影響は少ないと考える。</p> <p>なお、ヘリコプターは、原則として早朝・夜間における離着陸を行わない。</p>

5. 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過の内容は、表5-1に示すとおりである。

表5-1 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過		
環境影響評価調査計画書の提出	東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成10年東京都条例第107号）附則第5項の規定による届出により、条例第9条の規定による環境影響評価調査計画書の作成及び提出は行わないこととなった。（届出日 平成11年9月8日）	
環境影響評価調査計画書に係る見解書の提出		
審査意見書の送付日		
修正した環境影響評価調査計画書の提出		
環境影響評価書案の提出	平成12年4月24日	
※提出後の手続の経過	公示された日	平成12年7月10日
	縦覧された日	平成12年7月10日～平成12年8月8日
	説明会	平成12年7月19日（計1回）
	都民の意見書	全0通
	関係区長の意見	全1通
	公聴会が開催された日	公述の申し出が無かったため、公聴会は開催されなかった。
環境影響評価書案に係る見解書の提出	平成12年12月21日	
※提出後の手続の経過	公示された日	平成13年1月12日
	縦覧された日	平成13年1月12日～平成13年1月31日
	説明会	平成13年1月17日（計1回）
	都民の意見書	全0通
	関係区長の意見	全1通
変更届の提出（事業者の名称の変更）	平成12年1月12日	
審査意見書が送付された日	平成13年3月5日	